

## 久留米工業大学学術情報センター情報館施設利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、久留米工業大学学術情報センター情報館規程第4条第1項の規定に基づき、久留米工業大学学術情報センター情報館の施設（以下「情報館施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 情報館施設とは、4 1 1 講義室、4 2 1 講義室、4 2 2 講義室及び6 1 2 講義室をいう。

(利用者)

第3条 情報館施設を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 久留米工業大学（以下「本学」という。）の学生
- (2) 本学の専任教職員
- (3) センター長の特に許可した者

(休業日)

第4条 休業日は、次のとおりとする。ただし、センター長が必要と認めたときは臨時に変更することができる。

- (1) 土曜日、日曜日、国民の祝日及び国民の休日
- (2) 開学記念日
- (3) その他、センター長が必要と認めた日

(利用時間)

第5条 情報館施設の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、臨時に変更することがある。

(遵守事項)

第6条 情報館施設を利用する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 施設の利用は、センターの目的に合うものであること
- (2) 他の利用者に迷惑もしくは損害を与える行為をしないこと
- (3) 職員の指示に従うこと

(利用の取消、停止等)

第7条 センター長および職員の指示に従わなかった者に対しては情報館施設の利用を停止することがある。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。